

所定疾患施設療養費算定状況

平成24年4月の介護報酬改定介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

以下、厚生労働省が定める基準に基づき、前年度の算定状況を、公表いたします。

- ◇所定疾患施設療養費について◇
- ①所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

・肺炎

・尿路感染症

・带状疱疹

・蜂窩織炎

・慢性心不全の増悪
- ②算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ③請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ④当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度等を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

対象疾患となる疾患と主な検査・治療内容

肺 炎	血液検査・尿検査・レントゲン・点滴・内服など
尿路感染症	尿検査・血液検査・点滴・内服など
帯 状 疱 疹	点滴・内服など
蜂 窩 織 炎	点滴・内服など
慢性心不全の増悪	酸素投与など

令和6年度所定疾患施設療養費算定人数及び日数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
人数	7	9	8	8	13	12	16	13	15	10	14	9	134
日数	41	50	41	48	59	62	97	68	90	52	78	44	730

(内訳) 件数(日)

肺 炎	1 (7)		1 (7)		2 (8)	1 (5)	6 (37)	1 (5)	4 (21)	4 (19)	4 (16)	3 (17)	27 (142)
尿路感染	6 (45)	8 (45)	7 (34)	7 (45)	10 (47)	11 (57)	9 (55)	10 (49)	8 (50)	6 (33)	9 (55)	6 (27)	97 (542)
带状疱疹													
蜂窩織炎		1 (5)		1 (3)	1 (4)		1 (5)	2 (14)	3 (19)		1 (7)		9 (50)
慢性心不全の増悪													